

リビング・ニーズ特約 目次

1. 総則

- 第1条 用語の意義
第2条 特約の締結
第3条 特約の責任開始期

2. リビング・ニーズ保険金の支払い

- 第4条 リビング・ニーズ保険金の支払い
第5条 リビング・ニーズ保険金の支払いに関するその他の事項
第6条 戦争その他の変乱の場合の特例

3. リビング・ニーズ保険金を支払わない場合（免責事由）

- 第7条

4. 特約保険料の払込み

- 第8条

5. 特約の失効および消滅

- 第9条

6. 特約の復活

- 第10条

7. 特約内容の変更

- 第11条 特約の復旧
第12条 リビング・ニーズ保険金の受取人の変更

8. 特約の解約・解約返戻金額

- 第13条 特約の解約
第14条 解約返戻金額
第15条 債権者等による解約の効力等

9. 社員配当金の特別支払い

- 第16条

10. 請求手続き

- 第17条

11. 主約款の準用

- 第18条

12. 特則

- 第19条 中途付加の場合の特則
第20条 主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則
第21条 主契約に災害割増特約等が付加されている場合の特則
第22条 主契約に家族定期保険特約（配偶者型）等が付加されている場合の特則
第23条 定期保険特約等が更新される場合の特則
第24条 定期保険特約等の保障の継続取扱いが可能な場合の特則
第25条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則
第26条 主契約等に新特別条件特約等が付加されている場合の特則
第27条 主契約等に質権が設定されている場合の特則
第28条 主契約が増加養老保険特約付毎期精算配当付自由保険の場合の特則
第29条 主契約が定期保険等の場合の特則
第30条 主契約が終身保険等の場合の特則
第31条 主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則
第32条 主契約が連生終身保険等の場合の特則
第33条 主契約が5年ごと利差配当付特別養老保険の場合の特則
第34条 主契約が5年ごと利差配当付自由保険等の場合の特則
第35条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
第36条 主契約が無配当終身保険（一時払い）等の場合の特則
第37条 主契約が無配当定期保険等の場合の特則
第38条 主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則
第39条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則

リビング・ニーズ特約

1. 総則

第1条（用語の意義）

この特約において、次表に定める用語の意義は、次表に定めるとおりとします。

用語	意義
特約基準保険金額	リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、支払請求の際、リビング・ニーズ保険金の受取人が指定するものとします。
定期保険特約等	主たる保険契約に付加されている定期保険特約等の死亡保険金（同様の給付を含みます。）のある特約のうち、会社の定める特約をいいます。

第2条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第3条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

2. リビング・ニーズ保険金の支払い

第4条 (リビング・ニーズ保険金の支払い)

① 次表に定めるところにより、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者の余命が6か月以内と判断され、次のいずれの条件にも該当する場合に支払います。 イ.リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類（必要事項が完備されていることを要します。）が会社に到着していること ロ.請求日 ^[1] から起算して主契約の保険期間満了の日までの期間が1年をこえていること
2. 支払額	請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する次の金額の合計額を、特約基準保険金額から差し引いた金額を支払います。 イ.会社の定める利率による利息 ロ.会社の定める計算方法で計算した主契約および定期保険特約等（以下「主契約等」といいます。）の保険料相当額

② 特約基準保険金額は、次のいずれか小さい金額の範囲内で指定することを要します。

1. 主契約等の死亡保険金額等の合計額
2. 会社の定める限度額

③ 前項第1号の適用に際しては、次に定めるところによります。

1. 次に定める日における死亡保険金額等を合計します。
イ. 請求日の6か月後の月単位の応当日
ロ. 前イにかかわらず、請求日の翌日から起算して6か月以内に死亡保険金額等が増加する仕組みの主契約等については、請求日
2. 死亡保険金等が年金で支払われる仕組みの主契約等については、前号に定める日における年金の現価相当額を合計します。
3. 請求日が定期保険特約等の保険期間の満了前1年間に含まれる場合は、その特約の死亡保険金額等は合計しません。

④ リビング・ニーズ保険金を支払った場合は、次表に定めるところによります。

1. 特約基準保険金額が主契約等の死亡保険金額等の合計額と同額るとき	主契約等は、請求日にさかのぼって消滅するものとします。
2. 特約基準保険金額が主契約等の死亡保険金額等の合計額より少額るとき	主契約等の死亡保険金額等の合計額は、請求日にさかのぼって特約基準保険金額と同額分減額されたものとします。この場合、前項第1号に定める日における主契約等の死亡保険金額等の割合に応じて減額されたものとし、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約の定めにかかわらず、減額部分に解約返戻金があるときでもこれを支払いません。

⑤ 第1項にかかわらず、保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、リビング・ニーズ保険金をその法人に支払います。

第5条 (リビング・ニーズ保険金の支払いに関するその他の事項)

- ① リビング・ニーズ保険金が支払われる前に主契約等の保険金の支払請求を受け、主契約等の保険金が支払われるときは、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- ② 主契約等の保険金が支払われた場合には、その支払い後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ③ リビング・ニーズ保険金が支払われた後に、主契約等の保険金の請求を受けたときは、次表に定めるところにより



第4条補則

[1]第1号イの書類が会社に到着した日をいいます。以下同じ。

ます。

1. リビング・ニーズ保険金の支払いが前条第4項第1号に該当していた場合	主契約等の保険金は支払いません。
2. リビング・ニーズ保険金の支払いが前条第4項第2号に該当していた場合	リビング・ニーズ保険金の支払いによる減額後の保険金額にもとづき支払います。

④ 立替金または貸付金があるときは、支払うべき金額から、その元利金を差し引きます。

第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱によりリビング・ニーズ保険金の支払理由に該当した場合に、これらの理由によりリビング・ニーズ保険金の支払理由に該当した被保険者の数の増加がリビング・ニーズ保険金の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、リビング・ニーズ保険金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

3. リビング・ニーズ保険金を支払わない場合（免責事由）

第7条

被保険者が次のいずれかによりリビング・ニーズ保険金の支払理由に該当したときは、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

1. 被保険者または保険契約者の故意
2. 被保険者の犯罪行為

4. 特約保険料の払込み

第8条

この特約は保険料の払込みを要しません。

5. 特約の失効および消滅

第9条

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- ② 次の場合、この特約は消滅します。
 1. リビング・ニーズ保険金の支払い
 2. 主契約の消滅
 3. 主契約の延長保険への変更

6. 特約の復活

第10条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

7. 特約内容の変更

第11条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。

第12条（リビング・ニーズ保険金の受取人の変更）

リビング・ニーズ保険金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。

8. 特約の解約・解約返戻金額

第13条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第14条（解約返戻金額）

この特約の解約返戻金はありません。

第15条（債権者等による解約の効力等）

- ① 債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。
- ② 前項の場合、解約停止期間中にリビング・ニーズ保険金の支払理由が生じリビング・ニーズ保険金を支払うべきときは、会社は、リビング・ニーズ保険金^[1]の限度で主契約等のうち特約基準保険金額に対応する部分についての一定の金額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額をリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。

9. 社員配当金の特別支払い

第16条

- ① 主約款および特約に定める社員配当金の割当ての規定によるほか、会社は、定款により積み立てた社員配当準備金から、請求日の直前の事業年度末に、次の事業年度内の契約日の年単位の応当日以後に請求日があり、リビング・ニーズ保険金を支払う保険契約のうち、特約基準保険金額に対応する部分に対して、社員配当金を割り当てます。
- ② リビング・ニーズ保険金が支払われる場合、主契約等のうち特約基準保険金額に対応する部分に対しては、主約款および特約に定める社員配当金の支払いの規定にかかわらず、請求日の直前の事業年度末に割り当てた社員配当金を、主契約等の保険金支払いの際の取扱いに準じて、リビング・ニーズ保険金の支払いの際にリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。ただし、主契約が定期保険集団扱特約付定期保険の場合を除きます。
- ③ リビング・ニーズ保険金の支払いにより、主契約と同時に消滅する特約の社員配当金については、前項の規定を準用し、前項の社員配当金に加えて支払います。
- ④ リビング・ニーズ保険金の支払いにより、主契約が消滅する場合、社員配当金はリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。

10. 請求手続き

第17条

リビング・ニーズ保険金の支払いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。

11. 主約款の準用

第18条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

12. 特則

第19条（中途付加の場合の特則）

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 会社が中途付加を承諾した場合には、会社が承諾した時からこの特約の責任を負います。

第20条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則）

- ① 主契約に収入保障特約、収入保障特約(18)または新介護収入保障特約^[1]が付加されている場合、リビング・ニーズ保険金を支払った後にこれらの特約の第1回の収入保障年金、第1回の介護年金または第1回の高度障害年金の支払



第15条補則

[1]立替金または貸付金があるときは、その元利金を差し引いた金額とします。

第17条補則

[1]請求権者であることを証する書類、リビング・ニーズ保険金の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

第20条補則

[1]これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。

理由が生じ、減額後の基本年金額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金の現価相当額を一時に支払い、収入保障年金、介護年金または高度障害年金は支払いません。

- ② 主契約に収入保障特約または収入保障特約(18)が付加されているときは、第4条(リビング・ニーズ保険金の支払い)にかかわらず、会社は、特約基準保険金額に収入保障特約または収入保障特約(18)の年金の現価相当額を含めない取扱いを認めることがあります。この場合、リビング・ニーズ保険金の支払いにより収入保障特約または収入保障特約(18)の基本年金額は減額されないものとします。

第21条(主契約に災害割増特約等が付加されている場合の特則)

- ① 主契約に災害割増特約または傷害特約^[1]が付加されている場合、これらの特約の定めにかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払いにより主契約等の死亡保険金等が減額され、主契約の被保険者の特約の保険金額または給付金額が会社の定める限度をこえるにいたったときでも、特約の保険金額または給付金額は減額されないものとします。
- ② 主契約に総合医療特約、成人病入院特約(09)、女性疾病入院特約(09)、がん入院特約(09)または通院特約(04)^[1]が付加されている場合、リビング・ニーズ保険金の支払いによりこれらの特約が消滅したときの取扱いは、高度障害保険金の支払いにより主契約が消滅したときに準じて取り扱います。

第22条(主契約に家族定期保険特約(配偶者型)等が付加されている場合の特則)

主契約に家族定期保険特約(配偶者型)または家族定期保険特約(子型)が付加されている場合、リビング・ニーズ保険金の支払いにより主契約が消滅するときは、特約保険金の年金支払期間中の家族定期保険特約(配偶者型)を除き、家族定期保険特約(配偶者型)等^[1]も同時に消滅します。この場合、家族定期保険特約(配偶者型)等^[1]に保険料積立金があるときは、その保険料積立金をリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。

第23条(定期保険特約等が更新される場合の特則)

定期保険特約等が更新される場合は、第4条(リビング・ニーズ保険金の支払い)第3項第3号を適用しません。

第24条(定期保険特約等の保障の継続取扱いが可能な場合の特則)

定期保険特約等の保障の継続取扱いが可能な場合は、次に定めるところによります。

- 第4条(リビング・ニーズ保険金の支払い)第3項第3号を適用しません。
- 保障の継続取扱いに関する申出がない場合、第4条(リビング・ニーズ保険金の支払い)第2項第1号の適用に際しては、継続後特約は次表のとおりとみなして計算します。

イ. 継続後特約	継続前特約と同一 ^[1]
ロ. 保険期間	被保険者の年齢が会社の定める年齢に達する日の前日までの期間
ハ. 保険金額	継続日の前日における継続前特約の保険金額と同額

第25条(主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則)

主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合、リビング・ニーズ保険金の支払いに際しては、次表に定めるところによります。

1. リビング・ニーズ保険金の支払いにより主契約が減額されて継続するとき	基本保険の減額の割合に応じて買増保険の保険金を減額し、減額部分に対する解約返戻金をリビング・ニーズ保険金とともにリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。
2. リビング・ニーズ保険金の支払いにより主契約が消滅するとき	買増保険の死亡保険金をリビング・ニーズ保険金とともにリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。 ^[1]



第21条補則

[1] これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。

第22条補則

[1] 家族定期保険特約(配偶者型)または家族定期保険特約(子型)をいいます。

第24条補則

[1] 会社が同一の特約での保障の継続取扱いを取り扱っていないときは、会社の定める特約とします。

第25条補則

[1] 第2号により支払われる保険金の受取人を変更することはできません。

第26条（主契約等に新特別条件特約等が付加されている場合の特則）

主契約等に新特別条件特約または特別条件特約が付加され、保険金削減支払方法が適用されている場合、保険金削減期間中にリビング・ニーズ保険金の請求があったときは、次の第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を支払います。ただし、主契約等の一部に新特別条件特約または特別条件特約が付加されている場合は、その部分について本条を適用します。

1. 特約基準保険金額から、請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する会社の定める利率による利息を差し引いた金額に、請求日における新特別条件特約または特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額
2. 請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する会社の定める計算方法で計算した保険料相当額

第27条（主契約等に質権が設定されている場合の特則）

主契約等に質権が設定されている場合は、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）第1項にかかわらず、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

第28条（主契約が増加養老保険特約付毎期精算配当付自由保険の場合の特則）

この特約が増加養老保険特約付毎期精算配当付自由保険に付加されている場合、リビング・ニーズ保険金の支払いにより主契約が消滅するときは、増加養老保険について、増加死亡保険金額から、請求日から6か月間の増加死亡保険金額に対応する会社の定める利率による利息を差し引いた金額をリビング・ニーズ保険金とともにリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。^[1]

第29条（主契約が定期保険等の場合の特則）

この特約が定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 主契約が更新される場合、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）の適用に際しては、「保険期間満了の日」を「保険期間満了の日（主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
2. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
3. 前号ただし書きによりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。

第30条（主契約が終身保険等の場合の特則）

- ① この特約の付加された終身保険の社員配当金の支払方法が、増加終身保険の一時払保険料に充当する方法または増加生存保険の一時払保険料に充当する方法の場合、リビング・ニーズ保険金の支払いにより主契約が消滅するときは、次表に定めるところによります。

1. 増加終身保険	増加死亡保険金額から、請求日から6か月間の増加死亡保険金額に対応する会社の定める利率による利息を差し引いた金額をリビング・ニーズ保険金とともにリビング・ニーズ保険金の受取人に支払い ^[1] 、主契約とともに消滅するものとします。
2. 増加生存保険	主契約とともに消滅するものとします。

- ② この特約が付加されている終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、5年ごと利差配当付新終身保険または予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）に年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約が付加されたときは、次表に定めるところによります。

1. 主契約の全部を移行する場合	この特約は消滅します。
2. 主契約の一部を移行する場合	主契約のうち年金支払いまたは介護保障に移行しない部分について、この特約を適用します。

第31条（主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則）

- ① この特約を個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に付加する場合は、定期保険特約等が付加されていることを要します。



第28条補則

[1]本条により支払われる金銭の受取人を変更することはできません。

第30条補則

[1]第1項第1号により支払われる金銭の受取人を変更することはできません。

② この特約が個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第4条(リビング・ニーズ保険金の支払い)の適用に際しては、「主契約および定期保険特約等(以下「主契約等」といいます。)の保険料相当額を「定期保険特約等の保険料相当額」と、「満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人を含めます。)」を「年金受取人(年金の一部の受取人を含めます。)」と読み替えます。
2. 第4条(リビング・ニーズ保険金の支払い)第2項から第4項まで、第5条(リビング・ニーズ保険金の支払いに関するその他の事項)、第15条(債権者等による解約の効力等)、第16条(社員配当金の特別支払い)、第21条(主契約に災害割増特約等が付加されている場合の特則)、第26条(主契約等に新特別条件特約等が付加されている場合の特則)および第27条(主契約等に質権が設定されている場合の特則)の適用に際しては、「主契約等」を「定期保険特約等」と読み替えます。
3. 第9条(特約の失効および消滅)第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

② 次の場合、この特約は消滅します。

1. リビング・ニーズ保険金の支払い
2. 主契約の消滅
3. 主契約の払済年金保険への変更
4. 主契約に付加されたすべての定期保険特約等の消滅

4. 第16条(社員配当金の特別支払い)第2項の適用に際しては、「主約款および特約」を「特約」と読み替えます。
5. 主契約が個人年金保険(93)または5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険の場合、第4条(リビング・ニーズ保険金の支払い)の適用に際しては、「死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人を含めます。)」を「死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人を含めます。)」と読み替えます。

第32条(主契約が連生終身保険等の場合の特則)

この特約が連生終身保険または5年ごと利差配当付連生終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. この特約における被保険者は、主契約の第1被保険者または第2被保険者のうち余命が6か月以内と判断され、先にリビング・ニーズ保険金を請求する者として扱います。
2. リビング・ニーズ保険金の請求があったときは、リビング・ニーズ保険金の請求と同時に主契約の5年ごと利差配当付終身保険または終身保険への変更の請求があったものとして取り扱います。ただし、主約款に定める理由が生じたときは、会社が定める同様の保険契約への変更を取り扱います。
3. 第4条(リビング・ニーズ保険金の支払い)の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「主契約におけるこの特約の被保険者の死亡保険金受取人」と読み替えます。
4. 第9条(特約の失効および消滅)の適用に際しては、「延長保険」を「連生延長保険または連生払済保険」と読み替えます。

第33条(主契約が5年ごと利差配当付特別養老保険の場合の特則)

この特約が5年ごと利差配当付特別養老保険に付加されているときは、第4条(リビング・ニーズ保険金の支払い)第1項第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. 支払額	次のいずれか大きい金額を支払います。 イ. 請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する会社の定める利率による利息および会社の定める計算方法で計算した主契約および定期保険特約等(以下「主契約等」といいます。)の保険料相当額を、特約基準保険金額から差し引いた金額 ロ. 次の金額の合計額 (1) 請求日における主契約のうち特約基準保険金額に対応する部分の解約返戻金相当額 (2) 請求日から6か月間の定期保険特約等の特約基準保険金額に対応する会社の定める利率による利息および会社の定める計算方法で計算した定期保険特約等の保険料相当額を、定期保険特約等の特約基準保険金額から差し引いた金額
---------------	---

第34条(主契約が5年ごと利差配当付自由保険等の場合の特則)

この特約が5年ごと利差配当付自由保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付連生終身保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付特別養老保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付通増定期保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、5年ごと利差配当付新終身保険または予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)に付加されているときは、第16条(社員配当金の特別支払い)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- ① 主約款および特約に定める社員配当金の割当ての規定によるほか、会社は、定款により積み立てた社員配当準備金から、請求日の直前の事業年度末に、次の事業年度内に契約日および直前の5年ごと応当日から起算し

て1年を経過して請求日があり、リビング・ニーズ保険金を支払う保険契約のうち、特約基準保険金額に対応する部分に対して、社員配当金を割り当てます。

第35条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

- ① この特約を最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の第1保険期間中に付加する場合は、定期保険特約等が付加されていることを要します。
- ② この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の第1保険期間中に付加されている場合は、次に定めるところによります。
 1. 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）の適用に際しては、「主契約および定期保険特約等（以下「主契約等」といいます。）の保険料相当額」を「定期保険特約等の保険料相当額」と読み替えます。
 2. 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）第2項から第4項まで、第5条（リビング・ニーズ保険金の支払いに関するその他の事項）、第15条（債権者等による解約の効力等）、第21条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の特則）、第26条（主契約等に新特別条件特約等が付加されている場合の特則）および第27条（主契約等に質権が設定されている場合の特則）の適用に際しては、「主契約等」を「定期保険特約等」と読み替えます。
 3. 第9条（特約の失効および消滅）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ② 次の場合、この特約は消滅します。
 1. リビング・ニーズ保険金の支払い
 2. 主契約の消滅
 3. 主契約に付加されたすべての定期保険特約等の消滅
 4. 第16条（社員配当金の特別支払い）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

9. 社員配当金の特別支払い

第16条

主約款および特約に定める社員配当金の割当ての規定によるほか、会社は、定款により積み立てた社員配当準備金から、契約日および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して請求日があり、リビング・ニーズ保険金を支払う定期保険特約等のうち、次の事業年度内に、請求日の直後の主契約の3年ごと応当日が到来するときまたは請求日後、その請求日の直後の主契約の3年ごと応当日前に主契約が消滅するときは、その直前の事業年度末に、特約基準保険金額に対応する部分に対して、社員配当金を割り当てます。

- ③ この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されているときは、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）の適用に際しては、「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
- ④ この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の第2保険期間中に付加されている場合、第16条（社員配当金の特別支払い）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ① 主約款および特約に定める社員配当金の割当ての規定によるほか、会社は、定款により積み立てた社員配当準備金から、請求日の直前の事業年度末に、次の事業年度内に直前の第2保険期間の3年ごと応当日から起算して1年を経過して請求日があり、リビング・ニーズ保険金を支払う保険契約のうち、特約基準保険金額に対応する部分に対して、社員配当金を割り当てます。
- ⑤ 主契約に保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が付加されているときは、本条の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。

第36条（主契約が無配当終身保険（一時払い）等の場合の特則）

この特約が無配当終身保険（一時払い）、低解約返戻金型無配当終身保険または低解約返戻金型無配当介護保障終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第16条（社員配当金の特別支払い）に定める社員配当金はありません。
2. 主契約に年金支払移行特約が付加されたときは、次表に定めるところによります。

イ. 主契約の全部を移行する場合	この特約は消滅します。
ロ. 主契約の一部を移行する場合	主契約のうち年金支払いに移行しない部分について、この特約を適用します。

第37条（主契約が無配当定期保険等の場合の特則）

この特約が無配当定期保険または低解約返戻金型無配当定期保険に付加されているときは、第16条（社員配当金の特別支払い）に定める社員配当金はありません。

第38条（主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則）

- ① この特約を5年ごと利差配当付新終身保険の第1保険期間中に付加する場合は、定期保険特約等が付加されていることを要します。

② この特約が5年ごと利差配当付新終身保険の第1保険期間中に付加されている場合は、次に定めるところによります。

1. 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）の適用に際しては、「主契約および定期保険特約等（以下「主契約等」といいます。）の保険料相当額」を「定期保険特約等の保険料相当額」と読み替えます。
2. 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）第2項から第4項まで、第5条（リビング・ニーズ保険金の支払いに関するその他の事項）、第15条（債権者等による解約の効力等）、第16条（社員配当金の特別支払い）、第21条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の特則）、第26条（主契約等に新特別条件特約等が付加されている場合の特則）および第27条（主契約等に質権が設定されている場合の特則）の適用に際しては、「主契約等」を「定期保険特約等」と読み替えます。
3. 第9条（特約の失効および消滅）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

② 次の場合、この特約は消滅します。

1. リビング・ニーズ保険金の支払い
2. 主契約の消滅
3. 主契約の払済保険への変更
4. 主契約に付加されたすべての定期保険特約等の消滅

4. 第16条（社員配当金の特別支払い）第2項の適用に際しては、「主約款および特約」を「特約」と読み替えます。

第39条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条（用語の意義）の適用に際しては、「主たる保険契約」を「3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）」と読み替えます。
2. 第2条（特約の締結）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（特約の締結）

この特約は、保険契約締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、基本取扱契約に付加して締結します。

3. 第3条（特約の責任開始期）および第10条（特約の復活）は適用しません。
4. 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）の適用に際しては、「主契約の保険期間満了の日」を「定期保険特約等の保険期間満了の日（定期保険特約等が更新される場合を除きます。）」と、「主契約および定期保険特約等（以下「主契約等」といいます。）の保険料相当額」を「定期保険特約等の保険料相当額」と読み替えます。
5. 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）第2項から第4項まで、第5条（リビング・ニーズ保険金の支払いに関するその他の事項）、第15条（債権者等による解約の効力等）、第26条（主契約等に新特別条件特約等が付加されている場合の特則）および第27条（主契約等に質権が設定されている場合の特則）の適用に際しては、「主契約等」を「定期保険特約等」と読み替えます。
6. 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）第4項の適用に際しては、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「主約款」と読み替えます。
7. 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払い）第5項の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「保険契約者および主約款に定める特約死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
8. 第9条（特約の失効および消滅）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

5. 特約の消滅

第9条

次の場合、この特約は消滅します。

1. リビング・ニーズ保険金の支払い
2. 基本取扱契約に付加されたすべての定期保険特約等の消滅

9. 第16条（社員配当金の特別支払い）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

9. 社員配当金の特別支払い

第16条

主約款および特約に定める社員配当金の割当ての規定によるほか、会社は、定款により積み立てた社員配当準備金から、契約日および直前の保険契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して請求日があり、リビング・ニーズ保険金を支払う定期保険特約等のうち、次の事業年度内に、請求日の直後の保険契約の3年ごと応当日が到来するときまたは請求日後、その請求日の直後の保険契約の3年ごと応当日前に保険契約が消滅す

るときは、その直前の事業年度末に、特約基準保険金額に対応する部分に対して、社員配当金を割り当てます。

10. 第19条（中途付加の場合の特則）の適用に際しては、「主契約」を「保険契約」と読み替えます。
11. 第20条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則）の適用に際しては、「主契約」を「基本取扱契約」と読み替えます。
12. 第21条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の特則）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第21条（基本取扱契約に災害割増特約が付加されている場合の特則）

基本取扱契約に災害割増特約（同様の給付のある特約を含みます。）が付加されている場合、この特約の定めにかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払いにより定期保険特約等の死亡保険金等が減額され、保険契約の被保険者の特約の保険金額が会社の定める限度をこえるにいったときでも、特約の保険金額は減額されないものとします。